（修習生・ロースクール生・学生も参加歓迎）

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

青年法律家協会本部＆東京支部
合同特別企画セミナー

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

【日　時】　２０１９年（令和元年）９月２７日（金）

【場　所】　ＮＡＴＵＬＵＣＫ四谷駅前 大会議室
（東京都新宿区四谷 1-2 三浜ビル 3F）
ＪＲ　東京メトロ　四ツ谷駅より徒歩１分
18 時～　支部委員会
19 時～　講演

【内　容】

「平均的弁護士でもこうやったら難事件も解決出来た」
～私の一番思い出に残る事件（集団消費者事件）～

講師　北村　栄（名古屋第一法律事務所　青年法律家協会弁護士学者合同部会議長）

【講師プロフィール】

北村　栄　（キタムラ　サカエ）

（経歴）

弁護士。１９５５年京都府綾部市生まれ。４４期。現在、名古屋第一法律事務所に所属。
「日立争議」「あおぞら裁判－名古屋南部大気汚染公害訴訟」「中国残留孤児国賠訴訟」「老朽原発４０年廃炉訴訟－高浜１，２号機・美浜３号機の運転期間延長認可取消訴訟など多くの集団訴訟に関わる。

（所属団体・役職）青年法律家協会弁護士学者合同部会議長。脱原発弁護団全国連絡会議、浜岡原発廃止訴訟弁護団。

（講演の概要について）

今回は、本部と東京支部との合同企画です。これまで、多くの集団訴訟や弁護団事件に中心メンバーとして関わってこられ、現在、青年法律家協会の議長であられる北村栄弁護士が若手時代にご経験された集団消費者事件を題材として事件報告をして頂きます。

この事件は、敗訴確実といわれた事件が、初心者や若手弁護士を中心とする弁護団の努力により、最後は勝訴的な和解により実質勝訴した事件です。

どのようにして、勝訴的和解を得ることができたのか？

皆さんが関わっている弁護団事件のみならず、普段の一般事件などで役立つお話が聞けるかと思います。

弁護団事件に関心のある方、消費者問題に関心のある方、訴訟のスキルアップを目指したい方等、積極的にご参加ください。

－・－・－・－・－・－・－・－・－・－・－・－・－・回答書－・－・－・－・－・－・－・－・－・－・－・－・－・

返信FAX：０３－３８８１－７４７１　北千住法律事務所　弁護士　石井　一禎　宛

または　kazuyoshi-ishii@mbr.nifty.com　まで。※２０１９年９月２０日（金）までにご回答ください。

①　９月２０日（金）１９：００～　東京支部セミナーに
参加する　／　参加しない

②　当日懇親会（２０時３０分ころ～）に　参加する　／　参加しない

ご芳名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

FAX＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

修習＿＿＿期、＿＿＿ＬＳ＿＿＿回生、＿＿＿大学＿＿＿＿回生